

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限に係る事務処理要領の制定について
(通達)

平成18年6月1日
広交規第620号警察本部長

改正 平成19年3月広警務第637号

各部長・参事官
各所属長

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限に係る事務処理に関する規程（平成18年広島県公安委員会規程第11号）の制定に伴い、当該事務処理要領について次のとおり定め、平成18年6月1日から施行することとしたので、部下職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされた。

別添

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限に係る事務処理要領

1 趣旨

この要領は、道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限に係る事務処理に関する規程（平成18年広島県公安委員会規程第11号。以下「規程」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

この通達において使用する用語は、規程において使用する用語の例による。

3 放置駐車違反管理システムによる使用制限基準該当通報の受理

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令の基準に該当する車両（以下「基準該当車両」という。）については、放置駐車違反管理システムにより、警察庁から当該車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察に通報がされる。また、当該通報後、放置違反金納付命令が取り消されたことにより基準に該当しないこととなった場合にも通報される。

4 使用制限基準該当性の確認

交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）は、基準該当車両について警察庁からの通報を受理した場合は、次の事項を確認するものとする。

- (1) 当該車両に係る放置違反金納付命令書及び車両の使用制限書（規程別記様式第3号。以下「使用制限書」という。）の写しを取り寄せての当該通報内容の誤りの有無
- (2) 自動車登録ファイル等による当該基準該当車両の使用者、使用の本拠の位置等についての変更の有無

5 車両使用制限命令事案報告書の作成

(1) 使用制限命令の基準を満たす場合

基準該当車両について法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令の基準を満たしており、かつ、広島県内に当該車両の使用の本拠があることが前4により認められる場合は、交通部交通指導課において、使用制限命令の進めを進めることとする。この場合において、交通指導課長は、車両使用制限命令事案報告書（別記様式）を作成し、事案の処理の経緯を明らかにしておくものとする。

(2) 使用制限命令の基準を満たさない等の場合

法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令の基準を満たさないと認める場合又は当該基準該当車両が滅失し、若しくは使用者が変更されている等により使用制限命令を行うことができない場合は、使用制限命令に係る手続を打ち切ることとする。また、使用制限命令の基準は満たすと認められるが、既に当該基準該当車両の使用の本拠が他の都道府県に移転していると認められる場合においては、当該都道府県公安委員会に事案を移送するものとする。

6 聴聞手続

(1) 総説

聴聞は、法第75条の2第3項において準用する第75条第5項から第8項まで、行政手続法（平成5年法律第88号）、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第

26号)及び規程の定めるところによるほか、次のとおりとする。

(2) 聴聞の主宰者

駐車関係担当の交通部聴聞官が聴聞を主宰できない事情がある場合に指名する警察職員は、聴聞を主宰するについて必要な法律その他の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると認められる警部以上の階級にある警察官又はこれと同等職以上の一般職員を指名するものとする。

(3) 聴聞通知書の発出前の確認

聴聞通知書の発出に当たっては、あらかじめ、当該使用制限命令の基礎となる放置違反金納付命令の原因となった違反について、違反行為をした運転者が反則告知又は交通切符による検挙(以下「反則告知等」という。)を受けていないかどうかを確認し、反則告知等を受けている場合には、聴聞通知書の発出並びに聴聞の期日及び場所の公示をしばらく保留して、放置違反金納付命令が取り消されることとなるかどうかを見極めるものとする。

7 処分決定

(1) 処分要件の再確認

処分を決定しようとする場合は、交通部長の決裁を受けようとする前に、当該処分の基礎となる放置違反金納付命令について、取消しが行われていないかを再度確認することとし、取消しが行われていて処分要件を欠くこととなる場合は、当該処分に係る手続を打ち切るものとする。

なお、使用制限命令の決定後に、当該処分の基礎となった放置違反金納付命令が法第51条の4第16項の規定により取り消されるに至ったとしても、使用制限命令の効力に影響はないものとされている。

(2) 聴聞後使用の本拠の位置が他の都道府県から移転された場合の取扱い

聴聞後、処分決定前に、処分対象車両の使用の本拠の位置が広島県内に移転された場合は、処分決定に先立ち、改めて聴聞を行わなければならない。

8 処分執行

(1) 処分執行要領

ア 使用制限書の作成

交通指導課長は、公安委員会が処分決定をした事案につき、使用制限書を作成するものとする。

なお、使用制限書は命令をしたときに交付するものとされており、使用制限命令自体は非要式行為であるから、使用制限書の受領を拒否されたとしても、口頭により命令の内容を伝達すれば命令の効力に影響はない。

イ 使用制限書及び標章の交付

交通指導課長は、対象車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長に対して、使用制限書及び運転禁止標章を送付するものとする。

ウ 処分の執行

使用制限書及び運転禁止標章の送付を受けた警察署長は、速やかに当該処分に係る車両の使用(以下「被処分者」という。)に対して使用制限書を交付するとともに、当該処分に係る車両の前面の見やすい箇所に運転禁止標章をはり付けるものとする。

エ 処分執行の報告

(ア) 警察署長は、使用制限の処分を執行したときは、車両使用制限処分執行報告書(規程別記様式第4号)により交通指導課長を経て公安委員会に報告するものとする。

(イ) 警察署長は、使用制限の処分を執行する前に、対象車両の使用の本拠の位置が他の警察署の管轄区域内に変更された場合は、車両使用制限処分執行報告書にその旨を記載して交通指導課長を経て公安委員会に報告するものとする。

オ 関係記録の保存

使用制限に係る事案の関係書類は、処分年月日順(処分決定をしたが、被処分者が所在不明等のため処分未執行となっている事案については、処分決定の順)に保存することとする。

(2) 処分執行の留意事項

被処分者等が、処分執行への立会いを拒否し、又は使用制限書の受領を拒否する等の場合は、極力、被処分者等を説得して処分執行を行うこととするが、被処分者等があくまでも処分執行手

続に応じない場合においては、使用制限書を被処分者の自宅郵便受けに投かんする等社会通念上被処分者の支配下に置かれたと認められる状態にした上で、対象車両に運転禁止標章をはり付けることによって、処分執行を行うものとする。この場合においては、特に、次の事項に留意して処分執行を行うものとする。

ア 対象車両が被処分者の自宅駐車場等車両の運行を制限しても違法・迷惑にならない場所に所在している時に、処分執行を行うこと。

イ 被処分者等に対し車両に運転禁止標章をはり付ける旨を口頭で告げるとともに、使用制限期間中に当該車両を運行し、又は運転禁止標章を取り除くとそれぞれ罰則により処罰の対象になることも併せて告げること。

ウ 処分執行の状況については、確実に車両使用制限処分執行報告書に記録しておくこと。

9 運転禁止標章の除去

警察署長は、運転禁止標章の除去申請が行われた場合には、提出された標章除去申請書及び添付書類を審査し、申請者が申請に係る車両の使用について権原を有するものであり、かつ、当該車両を被処分者に使用させることがないことを確認した場合に、当該標章を除去するものとする。

10 処分についての警察庁への報告

交通指導課長は、処分が決定されたとき、及び処分執行が行われたときは、その旨及び処分の内容を放置駐車違反管理システムにより、警察庁に報告するものとする。

11 処分の実効性確保のための措置及び命令違反事件の検挙

(1) 処分執行時の措置

処分執行の際には、運転禁止標章のはり付け状況及び対象車両の走行距離計の走行距離数を写真撮影等により記録し、処分期間中及び処分期間終了時に、必要に応じて、運転禁止標章のはり付け状況及び走行距離数に変化がないかどうかの確認ができるようにするものとする。

(2) 命令違反事件の積極的な検挙

対象車両が処分期間中に運転されているのが現認された場合や処分執行時と走行距離数に変化が見られる場合等命令違反が疑われる場合は、現行犯逮捕等の措置も含め、積極的に捜査し、検挙の措置を講じるものとする。

なお、命令違反の主体となるのは被処分者である車両の使用者であるが、法第123条の規定により、当該使用者の代理人、使用人その他の従業者が当該使用者の業務に関して対象車両を運転し、又は運転させた場合は、運転した者及び運転させた者も処罰の対象となることに留意しなければならない。

(3) 処分期間終了時の運転禁止標章の取除きについて

処分執行時に対象車両にはり付けた運転禁止標章は、処分期間終了時に、処分執行した警察署長が、担当職員をして取り除かせることを原則とする。ただし、被処分者が十分に反省しており、処分期間終了後に被処分者自身に運転禁止標章を取り除かせることとしても、当該被処分者が命令を遵守すると見込まれる場合においては、当該被処分者自身に運転禁止標章を取り除かせることとしても差し支えない。

処分期間終了前に運転禁止標章が破損等され、又は取り除かれた場合は、法第75条第11項違反として積極的に捜査し、検挙の措置を講じるものとする。

12 自動車運転代行業者への適用

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第19条第1項の規定により法第75条の2第2項を読み替えて適用する場合の自動車運転代行業者の車両（随伴用自動車を除く。）の使用制限の事務処理については、この要領中「使用者」とあるのは「自動車運転代行業者」と、「使用の本拠」とあるのは「主たる営業所」と読み替えて適用するものとする。ただし、前3の警察庁からの使用制限基準該当通報は、自動車運転代行業の主たる営業所ではなく、あくまで車両の使用の本拠を基に通報されるので、前4による確認を誤りなく行い、主たる営業所を基に事務処理を行うものとする。

別記様式

(5 関係)

(表)

第 年 月 日

車両使用制限命令事案報告書

広島県公安委員会 様

広島県警察本部交通部交通指導課長 印

次の者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第75条の2第2項の規定に基づく処分事案に該当すると認められるので報告する。

使用者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）	
使用者の住所	
車両の番号標の番号	
事案の内容 〔当該使用制限基準に該当することとなった放置違反金納付命令・使用制限歴の状況を記載〕	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(裏)

処 理 結 果				
使用制限該当 等通報年月日	該当通報	年 月 日		
	中止通報	年 月 日		
放置違反金納付命令書・ 使用制限命令書の確認				
該当車両・使用 者等の現状確認				
処分量定	日間	免除	年 月 日	
運輸支局の意見	照会書発出	年 月 日		
	照会先			
	意見			
聴聞の主宰者	所属	階級等	氏名	
放置違反金納付命令 取消事由の確認◎	確認日	年 月 日	取消事由の有無	有・無
	告知等	年 月 日	反則金納付確認	有・無
	内容			
聴聞通知年月日	年 月 日 (発出した日)			
聴聞公示年月日	年 月 日 (掲示した日)			
代理人・参加人・ 補佐人の出頭等				
聴聞期日・ 場所変更				
文書閲覧請求				
聴聞期日	年 月 日			
聴聞出席者				
陳述書及び証拠書 類等の提出・還付				
聴聞続行・再開				
聴聞調書等 閲覧請求				
放置違反金納付命令 取消事由の確認◎	確認日	年 月 日	取消事由の有無	有・無
	告知等	年 月 日	反則金納付確認	有・無
	内容			
処分決定年月日	年 月 日			
決定日数	日間			
処分執行年月日	年 月 日			
運転禁止期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
処分執行者	所属	階級等	氏名	
使用制限命 令違反等				
処分執行依頼	依頼日	年 月 日		
	依頼先			
標章除去申請 備考				